

● 介護保険料

40歳以上のすべての人が保険料を納めます。

第1号被保険者（65歳以上の人）

- 65歳以上の人々の保険料は、町の介護サービス費用がまかなえるよう算出された「基準額」をもとに決まります。
- 下川町の平成30～令和2年度の「基準額」は次のように決まりました。

下川町の基準額 72,000円（年額）
6,000円（月額）

- 「基準額」をもとに、所得などによって第1～9段階の保険料に分かれます。



所得段階	対象となる人	保険料の調整率	保険料
第1段階	世帯全員非課税・生活保護受給者または老齢福祉年金受給者の人 世帯全員非課税・前年の合計所得金額から年金収入に係る所得を控除した額と課税年金等収入の合計が80万円以下の人	基準額×0.3	月 1,800円 年 21,600円
第2段階	世帯全員非課税・前年の合計所得金額から年金収入に係る所得を控除した額と課税年等用収入の合計が80～120万円以下の人	基準額×0.5	月 3,000円 年 36,000円
第3段階	世帯全員非課税・前年の合計所得金額から年金収入に係る所得を控除した額と課税年等用収入の合計が120万円超の人	基準額×0.7	月 4,200円 年 50,400円
第4段階	本人非課税・前年の合計所得金額から年金収入に係る所得を控除した額と課税年金等収入の合計が80万円以下の人	基準額×0.9	月 5,400円 年 64,800円
第5段階	本人非課税・前年の合計所得金額から年金収入に係る所得を控除した額と課税年金等収入の合計が80万円超の人	基準額×1.0	月 6,000円 年 72,000円
第6段階	本人が町民税課税・前年の合計所得金額から年金収入に係る所得を控除した額と課税年金等収入の合計が120万円未満の人	基準額×1.2	月 7,200円 年 86,400円
第7段階	本人が町民税課税・前年の合計所得金額から年金収入に係る所得を控除した額と課税年金等収入の合計が120万円～200万円未満の人	基準額×1.3	月 7,800円 年 93,600円
第8段階	本人課税・前年の合計所得金額から年金収入に係る所得を控除した額と課税年金等収入の合計が200万円～300万円未満の人	基準額×1.5	月 9,000円 年 108,000円
第9段階	本人課税・前年の合計所得金額から年金収入に係る所得を控除した額と課税年金等収入の合計が300万円以上の人	基準額×1.7	月 10,200円 年 122,400円

※老齢福祉年金とは、明治44年（1911年）4月1日以前に生まれた方、又は大正5年（1916年）4月1日以前に生まれた方で一定の要件を満たしている方が受けている年金です。

※合計所得金額とは、収入から公的年金控除や給与所得控除、必要経費を控除した後で、基礎控除や人的控除等の控除をする前の所得金額です。2018年4月以降は、さらに「長期・短期譲渡所得に係る特別控除額」と「年金収入に係る所得額」（第1～5段階のみ）を控除した額となります。

第2号被保険者（40歳以上65歳未満の人）

加入している医療保険によって保険料の決め方、納め方が違います。

	保険料の決め方	保険料の納め方
国民健康保険に 加入している方 	所得や世帯にいる40歳～64歳の介護保険対象者の人数によって決まります。	医療保険分と介護保険分を合わせて、国民健康保険税として世帯主が納めます。
職場の健康保険に 加入している方 	健康保険組合、共済組合など、加入している医療保険の算定方式に基づいて決まります。	医療保険分と介護保険分を合わせて、健康保険料として給与から差し引かれます。

介護保険料を滞納すると？

介護保険サービスを利用した際の利用者負担は、通常はかかった費用の1割か2割または3割ですが、特別な事情がないのに、保険料を滞納していると滞納期間に応じて次のような措置がとられます。

● 1年以上滞納すると・・・

費用の全額をいったん利用者が負担し、申請によりあとで保険給付分(費用の9割・8割または7割)が支払われます。

● 1年6カ月以上滞納すると・・・

費用の全額を利用者が負担し、申請後も保険給付の一部、または全部が一時的に差し止めとなり、滞納していた保険料に充てられることもあります。

● 2年以上滞納すると・・・

介護サービスを利用するときに、利用者負担が3割になったり、高額介護サービス費が受けられなくなったりします。